

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 24.7.25 第 180 回国会第 15 号

7月25日(水)、第15回の委員会が開かれました。

1 理事の辞任及び補欠選任

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行いました。

辞任 理事 和田 隆 志君(民主)

補欠選任 理事 岡本 英子君(生活)(去る6日の議院運営委員会における理事の各会派割当基準の変更に伴う選任)

2 労働契約法の一部を改正する法律案(内閣提出第71号)

- ・小宮山厚生労働大臣、西村厚生労働副大臣、柳澤経済産業副大臣、藤田厚生労働大臣政務官、津田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・高橋千鶴子君(共産)提出の修正案について、提出者高橋千鶴子君(共産)から趣旨説明を聴取しました。
- ・原案及び修正案に対し、高橋千鶴子君(共産)及び阿部知子君(社民)が討論を行いました。
- ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
(賛成 - 共産 反対 - 民主、自民、生活、公明、社民、みんな)
- ・原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
(賛成 民主、自民、生活、公明、みんな 反対 共産、社民)

(質疑者及び主な質疑内容)

田村 憲久君(自民)

- ・労働者派遣法の専門26業務の見直しの検討に当たっては、労働契約法の考え方を踏まえ、齟齬のないよう業務ではなく人に着目する方向で見直す必要があるのではないか。
- ・登録型派遣で働く労働者が無期労働契約に転換した場合、雇用契約期間以外の労働契約の内容について変更があるのか。
- ・無期転換後に派遣先との契約が終了してしまった場合、同様の業務が新しい派遣先でも派遣元でも見つからなければ、解雇は認められるのか。

三宅 雪子君(生活)

- ・現在、有期契約労働者のうち勤続年数が5年を超える者はどのくらいいるのか。また、その人々が本法律案の成立により、無期労働契約に転換される時期はいつか。
- ・無期転換された労働者が同様の業務内容の正社員より低い労働条件で働かされる可能性があるのではないか。
- ・ある会社が、精神疾患の人などを発見できるとするソフトを派遣会社などに売り込んでいることについて、人権上の観点から厚生労働省の見解を伺いたい。

古屋 範子君(公明)

- ・無期労働契約に転換される5年の手前での雇止めを防止するための方策について具体的に伺いたい。
- ・無期労働契約に転換した後の労働条件は、正社員との均衡を考慮して引き上げる必要があるのではないか。
- ・「望ましい働き方ビジョン」で提案された、業務や勤務地等が限定的な「多様な正社員」は、素晴らしい提案だと思うが、議論を進めるべきではないか。

高橋 千鶴子君(共産)

- ・野党時代の民主党提出の労働契約法案には有期労働契約の締結事由を規制する、いわゆる入り口規制を盛り込んでいたが、今回の改正案では入り口規制を設けていない。野党時代と小宮山厚生労働大臣の認識が変わったのか。
- ・1年未満の有期労働契約であれば、クーリング期間はその半分の期間でよいとされていることから細切れの不安定な雇用を認めることにならないか。
- ・国家戦略会議フロンティア分科会の報告書では、期間の定めのない雇用契約を正規とするのではなく有期を基本とした雇用契約とすべきとしているが、小宮山厚生労働大臣の見解を伺いたい。

阿部知子君(社民)

- ・東京電力福島第一原発での作業員は被ばく限度に達すると原発内で働けなくなることから職業転換のための職業訓練や就労支援など政府による取組が必要ではないか。
- ・無期転換の申込権が発生するまでになぜ5年も必要となるのか。「5年」という期間は諸外国と比べても突出して長いと思うが、「5年」とした理由を伺いたい。
- ・無期労働契約に転換される5年前で労働契約に不更新条項を入れられてしまうと結局5年を超えて雇用されなくなってしまうのではないかと。

柿澤未途君(みんな)

- ・雇用保護の強い国ほど失業率が高いとの相関関係が認められるとするOECD諸国データに基づけば、民主党政権が進めてきた雇用保護政策は失業率を高める要因になっているのではないかと。
- ・労働契約法改正案では1か月～6か月のクーリング期間を置かずして有期労働契約の通算契約期間が5年を超える時には労働者の申込みにより無期労働契約に転換される一方、労働者派遣法では自由化業務の期間制限が3年でありクーリング期間は3か月となっている。法律による二重基準の存在は問題にならないのか。
- ・今回の労働契約法改正により無期雇用に転換できる人数、雇止めが生ずる人数、失業給付の増大や雇用保険の収入増についてどのように試算しているのか。

宮崎岳志君(民主)

- ・雇止め法理の法定化に当たり、本法律案に最高裁判例にない「満了時に」という文言を挿入した理由及び本案は従来の雇止め法理から後退するものでないことを確認したい。
- ・有期労働契約の無期転換ルールについて、施行から8年後の見直しに当たっては、無期転換のための年数短縮やクーリング期間の在り方等を含めたルール全体が見直し対象となることを確認したい。
- ・医療費の一部負担金の減額が医療費の増大に波及するとされる「長瀬効果」が実態と合っているのかを検証し、今後どのように見直していくのか伺いたい。

初鹿明博君(民主)

- ・労働者と有期労働契約を締結する時点で、あらかじめ無期転換の申込み権を放棄させることは無効であることを確認したい。
- ・有期労働契約を無期契約に転換させるだけでなく、処遇改善や正社員化の促進に向け、行政として総合的に取り組むべきではないかと。
- ・本法案第20条の規定により不合理と認められ有期契約労働者の労働条件が無効となった場合、比較対象となった正社員との処遇の差を補充する効果や損害賠償責任は生じるのか。

3 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第65号)

- ・小宮山厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取しました。